

2019年度 埼玉医科大学総合医療センター 歯科臨床研修プログラム

1. 歯科口腔外科の特徴

当科は地域基幹病院の歯科口腔外科であるため、口腔外科処置を中心とした診療活動を行っている。また、院内他科入院中の患者の歯科治療も行っている（有病者の歯科治療）。当院は三次専門高度救命救急センターを併設し、夜間休日の救急診療体制を整えているため、当科も夜間休日時間外外来を開設している。

2. 研修指導責任者・指導者

研修指導責任者：堀江憲夫（教授）

指導者：金子貴広（准教授）

那須大介（講師）

日野峻輔（講師）

3. 診療実績

年間外来患者数は約 21,000 名である。外来小手術（生検を含む）は約 200 件で、埋伏抜歯は多数行っている。平成 28 年度の入院患者数は外傷 5 名、炎症 22 名、骨折 45 名、腫瘍 19 名、嚢胞 54 名、抜歯 63 名、その他 35 名であった。

4. 研修方法

埼玉医科大学総合医療センター歯科口腔外科では、後述のプログラムにしたがって歯科口腔外科診療における診療の基本を習得する。

研修期間中は指導医の指導・監督のもと基礎的事項を学び、病棟においては医師団の一員として患者を受け持ち、外来においては可能な限り術者としての経験を積む。

5. その他

研修希望者は日本口腔外科学会に入会する。（自己負担）

6. 研修に関する問合せ先

堀江憲夫（教授）

TEL：049-228-3687（外来）

7. 募集要項

埼玉医科大学総合医療センター歯科口腔外科はマッチング方式に参加する。

(1) 応募資格

歯科医師国家試験合格見込み者

(2) 待遇

1) 常勤・非常勤の別

臨床研修歯科医（常勤）

2) 研修手当、勤務時間および休暇、日当直

月額 25 万円（別に宿日直手当あり）、1 日 8 時間（休憩 1 時間）、週 40 時間を原則とする変形労働制。休暇は学校法人埼玉医科大学就業規程に従う。日当直は診療科のスケジュールに従う。

3) 宿舎・研修医室

宿舎としてカーサアルムーノⅡ50 室を用意している。月額 2 万円で希望者は所定の用紙を用いて申請する。管理棟 2 階に研修医室、更衣室（シャワー室含む）、当直室を設置している。

4) 社会保険、労働保険

日本私立学校振興・共済事業団

5) 健康管理

健康推進室が年 2 回職員健康診断を実施している。

6) 歯科医師賠償責任保険

個人加入

7) 外部の研修活動（学会、研究会等への参加、および費用負担）

学会等への参加は出張伺を提出する。費用は原則として本人あるいは診療科の負担とする。

8) アルバイトの禁止

初期臨床研修期間中はあらゆるアルバイトを禁止する。

(3) 応募手続

詳細は埼玉医科大学総合医療センター ホームページによる。

下記①をダウンロード、プリントアウトし自筆にて記入のうえ、②③を添付して臨床研修センター宛送付する。

①採用申込書、履歴書（自筆にて記入、写真貼付のこと）

②卒業見込証明書

③成績証明書

(4) 選考方法

選考は、書類審査及び面接（小論文あり）をもって行う。面接の詳細は書類受付後追って通知する。

(5) 採用内定後の手続き

マッチングによる採用内定者及びマッチング終了後に採用が内定した者は、仮雇用契約を交わす。

(6) 書類提出先・問い合わせ先

〒350-8550 埼玉県川越市鴨田 1981
埼玉医科大学総合医療センター 臨床研修センター
TEL/FAX : 049-228-3802
E-mail : kensi@saitama-med.ac.jp
URL : <http://www.saitama-med.ac.jp/kawagoe>

埼玉医科大学総合医療センター複合型歯科臨床研修プログラム

<研修目標>

以下の「基本習熟コース」を自らが確実に実践できることを基本とし、研修後に早期に習熟すべき「基本習得コース」を頻度高く臨床経験する。

1. 歯科医師臨床研修 「基本習熟コース」

【一般目標】

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1) 医療面接

【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度、技能を身に付け実践する。

【行動目標】

- (1) コミュニケーション・スキルを実践する。
- (2) 病歴（主訴、現病歴、既往歴、家族歴）聴取を的確に行う。
- (3) 病歴を正確に記録する。
- (4) 患者の心理・社会的背景に配慮する。
- (5) 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
- (6) 患者の自己決定を尊重する。（インフォームドコンセントの構築）
- (7) 患者のプライバシーを守る。
- (8) 患者の心身におけるQOL (Quality Of Life)に配慮する。
- (9) 患者教育と治療への動機付けを行う。

(2) 総合診療計画

【一般目標】

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 適切で十分な医療情報を収集する。
- (2) 基本的な診査（基本的な検査を含む）を実践する。
- (3) 基本的な診査の所見を判断する。
- (4) 得られた情報から診断する。
- (5) 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- (6) 十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- (7) 一口腔単位の治療計画を作成する。

(3) 予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 基本的な予防法の手技を実施する。
- (2) 基本的な治療法の手技を実施する。
- (3) 医療記録を適切に作成する。
- (4) 医療記録を適切に管理する。

(4) 応急処置

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- (2) 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- (3) 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

(5) 高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 齲蝕の基本的な治療を実践する。
- (2) 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
- (3) 歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- (4) 抜歯の基本的な処置を実践する。
- (5) 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

(6) 医療管理・地域医療

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

【行動目標】

- (1) 保険診療を実践する。
- (2) チーム医療を実践する。
- (3) 地域医療に参画する。

2. 歯科医師臨床研修 「基本習得コース」

【一般目標】

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度、技能を習得する態度を養う。

(1) 救急処置

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度、技能を習得する。

【行動目標】

- (1) バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- (2) 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- (3) 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- (4) 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- (5) 一次救命処置を実践する。
- (6) 二次救命処置の対処法を説明する。

(2) 医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度、技能を習得する。

【行動目標】

- (1) 医療安全対策を説明する。
- (2) アクシデント、インシデントを説明する。
- (3) 医療過誤について説明する。
- (4) 院内感染対策（Standard Precautionsを含む。）を説明する。

(5) 院内感染対策を実践する。

(3) 経過評価管理

【一般目標】

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度、技能を習得する。

【行動目標】

- (1) リコールシステムの重要性を説明する。
- (2) 治療の結果を評価する。
- (3) 予後を推測する。

(4) 予防・治療技術

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進の技術を理解する。

【行動目標】

- (1) 専門的な分野の情報を収集する。
- (2) 専門的な分野を体験する。
- (3) POS(Problem Oriented System)に基づいた医療を説明する。
- (4) EBM(Evidence Based Medicine)に基づいた医療を説明する。

(5) 医療管理

【一般目標】

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

【行動目標】

- (1) 歯科医療機関の経営管理を説明する。
- (2) 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。
- (3) 適切な放射線管理を実践する。
- (4) 医療廃棄物を適切に処理する。

(6) 地域医療

【一般目標】

歯科診療を適切に行うために、地域医療について知識、態度、技能を習得する。

【行動目標】

- (1) 地域歯科保健活動を説明する。
- (2) 歯科訪問診療を説明する。
- (3) 歯科訪問診療を体験する。
- (4) 医療連携を説明する。

研修期間割り

9ヶ月間 埼玉医科大学総合医療センター歯科口腔外科

3ヶ月間 埼玉医科大学病院口腔外科

<到達目標の達成に必要な症例数、評価基準等>

1. 歯科医師臨床研修「基本習熟コース」					
【一般目標】					
個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。					
(1) 医療面接					
【一般目標】					
患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。					
【行動目標】					
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) コミュニケーションスキルを実践する。	すべての症例に共通する。				
(2) 病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。	特に初診時、必要事項をカルテに記載する。	20 例	指導医がマンツーマンで付き添い研修歯科医が行う。	初診から主訴の治療の終了まで経験した症例を1症例とする。ただし、治療計画が長期にわたる場合は、指導医の判断で中途でも1症例と認める。	偏りのない 20 例以上を経験し、指導医が目標達成と認めていること。
(3) 病歴を正確に記録する。					
(4) 患者の心理・社会的背景に配慮する。	すべての症例に共通するが、特に手術症例に対して研修する。	5 例	指導医の手法を見学するとともに、研修歯科医も可能な限り患者とコミュニケーションをとる。	術前に研修が終わってしまった症例も1例とする。	5 例以上を経験し、指導医が目標達成と認めていること。
(5) 患者・家族に必要な情報を十分に提供する					
(6) 患者の自己決定を尊重する。(インフォームドコンセントの構築)					
(7) 患者のプライバシーを守る。					
(8) 患者の心身におけるQOL(Quality Of Life)に配慮する。					
(9) 患者教育と治療への動					

機付けを行う。					
(2) 総合診療計画					
【一般目標】					
効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。					
【行動目標】					
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) 適切で十分な医療情報を収集する。	適切な問診を行う。	5例	指導医に導かれながら、初診時患者の治療計画の立案までを行う。	治療計画の立案まで終了した症例を1症例とする。	5例以上を経験し、指導医が目標達成と認めていること。
(2) 基本的な診察・検査を実践する。	診察後、診察・検査を実践する。				
(3) 基本的な診察・検査の所見を判断する。	診察・検査の所見を判断する。				
(4) 得られた情報から診断する。	病状、傷病名を診断する。				
(5) 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。	治療法を明示する。				
(6) 十分な説明による患者の自己決定を確認する。	症状の説明と治療法の患者自己決定の確認				
(7) 一口腔単位の治療計画を作成する。	治療計画を作成する。				
(3) 予防・治療基本技術					
【一般目標】					
歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。					
【行動目標】					
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) 基本的な予防法の手技を実施する。	歯周病予防のためのブラッシング指導を行う。	2例	指導医立会いの下行う。	手技を実施したものを1例とする。	2例以上を研修し、指導医が目標達成と認めていること。
(2) 基本的な治療法の手技を実施する。	歯周病の基本治療を行う。	2例			
(3) 医療記録を適切に作成する。	歯周病の医療記録を作成する。	2例			
(4) 医療記録を適切に管理	歯周病の医療記録を管理、随	2例	指導医が必要に応じて指導	医療記録を管理、評価したも	2例以上を研修し、指導医が目標

する。	時評価する。		する。	のを 1 例とする。	達成と認めていること。
-----	--------	--	-----	------------	-------------

(4) 応急処置

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) 疼痛に対する基本的な治療を実践する。	通常外来、時間外外来で研修する。	3 例	指導医がマンツーマンで研修歯科医を指導する。	診療に当たった症例ごとに 1 症例とする。	3 例以上を研修し、指導医が目標達成と認めていること。
(2) 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。	時間外外来での研修とする。	5 例			5 例以上を研修し、指導医が目標達成と認めていること。
(3) 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。	通常外来で研修。	1 例			1 例以上を研修し、指導医が目標達成と認めていること。

(5) 高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準	
(1) 齲蝕の基本的な治療を実践する。	インレー形成 レジン修復	いずれも 2 例	指導医がマンツーマンで研修歯科医を指導する。	診療に当たった症例ごとに 1 症例とする。	2 例以上を研修し、指導医が目標達成と認めていること。	
(2) 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。	抜髄 感染根管処置	いずれも 2 例			2 例以上を研修し、指導医が目標達成と認めていること。	
(3) 歯周疾患の基本的な治療を実践する。	歯石除去 SRP	合わせて 2 例			2 例以上を研修し、指導医が目標達成と認めていること。	
(4) 抜歯の基本的な処置を実践する。	通常の抜歯 埋伏歯抜歯	埋伏歯抜歯を 3 例以上			診療に当たった症例ごとに 1 症例とする。	埋伏歯抜歯を 3 例以上研修し、指導医が目標達成と認めていること。
(5) 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。	歯冠補綴 義歯 インプラント	各々 2 例以上			診療に当たった症例ごとに 1 症例とする。 インプラントは介補した症例とする。	各々 2 例以上を研修し、指導医が目標達成と認めていること。

(6) 医療管理・地域医療					
【一般目標】					
歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。					
【行動目標】					
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) 保険診療を実践する。	すべての診療に共通する。				
(2) チーム医療を実践する。	緩和ケア NST	チーム医療に参加する	各チーム責任者の指導のもと研修する。	チーム医療への参加が研修の基準となる。	指導医が目標達成と認めていること。
(3) 地域医療に参画する。	訪問診療	1例	指導医がマンツーマンで研修歯科医を指導する。	研修した症例を1例とする。	1例以上を研修し、指導医が目標達成と認めていること。

2 歯科医師臨床研修「基本習得コース」					
【一般目標】					
生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。					
(1) 救急処置					
【一般目標】					
歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。					
【行動目標】					
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) バイタルサインを観察し、異常を評価する。	外来手術症例でバイタルサインを観察し、評価すること取得する。	3例	外来手術症例に見学を含め参加し、指導医の指導のもと、バイタルサインの確認法、評価、対応法を学ぶ。	外来手術症例に見学を含め参加した症例を1症例とする。	3例以上を研修し、指導医が目標達成と認めていること。
(2) 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。	服用薬剤の歯科診療に関連する副作用に熟知する。		服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を自ら学習するとともに、実際の症例で、指導医より指導を受ける。		指導医が目標達成と認めていること。
(3) 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。	全身疾患の歯科診療上のリスクを説明できるようにする。		全身疾患の歯科診療上のリスクを自ら学習するとともに、実際の症例で、指導医より指導を受ける。		指導医が目標達成と認めていること。
(4) 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。	歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明できるようにする。		歯科診療時の全身的合併症への対処法を自ら学習するとともに、実際の症例で、指導医より指導を受ける。		指導医が目標達成と認めていること。
(5) 一次救命処置を実践する。	一次救命処置をいつでも実施できるようにする。 AED 勉強会に参加する。		研修歯科医は、オリエンテーションですでに BLS を取得しているが、さらに救命救急専門職から指導を受ける。		指導医が目標達成と認めていること。

(6) 二次救命処置の対処法を説明する。	二次救命処置の対処法を習得する。		麻酔科及び救命救急専門職から指導を受ける。		指導医が目標達成と認めていること。
(2) 医療安全・感染予防					
【一般目標】					
円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。					
【行動目標】					
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) 医療安全対策を説明する。	医療安全対策を説明でき、実施できるようにする。 医療安全全体集会の参加		研修歯科医は指導医の指導を受けるとともに、自らも医療安全対策を学習する。		指導医が目標達成と認めていること。
(2) アクシデント及びインシデントを説明する。	アクシデント及びインシデントを説明でき、実施できるようにする。 医療安全全体集会の参加		研修歯科医は指導医の指導を受けるとともに、自らもアクシデント及びインシデントを学習する。		指導医が目標達成と認めていること。
(3) 医療過誤について説明する。	医療過誤を説明でき、実施できるようにする。 医療安全全体集会の参加		研修歯科医は指導医の指導を受けるとともに、自らも医療過誤を学習する。		指導医が目標達成と認めていること。
(4) 院内感染対策 (Standard Precautionsを含む。)を説明する。	院内感染対策を説明でき、実施できるようにする。 感染症委員会全体集会の参加		研修歯科医は指導医の指導を受けるとともに、自らも院内感染対策を学習する。		指導医が目標達成と認めていること。
(5) 院内感染対策を実践する。	日常の臨床で、院内感染症対策に基づいて診療を行う。		指導医は研修歯科医が十分な院内感染対策をできるように指導する。		指導医が目標達成と認めていること。
(3) 経過評価管理					
【一般目標】					
自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。					
【行動目標】					
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準

(1) リコールシステムの重要性を説明する。	リコールシステムの重要性を理解する。 リコールで受診した患者の診療に参加する。		研修歯科医は自ら学習するとともに、リコール患者の診療を通し、指導医から指導を受ける。		指導医が目標達成と認めていること。
(2) 治療の結果を評価する。	治療結果の評価の重要性を研修する。		研修歯科医は自ら参加した治療だけでなく、他の症例も指導医とともに、治療の結果を評価する。		指導医が目標達成と認めていること。
(3) 予後を推測する。	予後の推測が重要であることを研修する。		研修歯科医は自ら参加した治療だけでなく、他の症例も指導医とともに、予後を推測する。		指導医が目標達成と認めていること。

(4) 予防・治療技術

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

【行動目標】

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) 専門的な分野の情報を収集する。	患者治療に必要な情報を収集する。 医局内勉強会に参加する。 各種学会、講習会に参加する。		研修歯科医は指導医の指導のもと、専門的な分野の情報を収集する。		医局内勉強会で発表する。 各種学会、講習会に参加する。 指導医が目標達成と認めていること。
(2) 専門的な分野を体験する。	歯科口腔外科手術症例に見学を含め参加する。	5例	研修歯科医は見学を含めた手術中、指導医の指導を受ける。	見学を含め、手術に参加した症例を1症例とする。	5例以上を研修し、指導医が目標達成と認めていること。
(3) POS (Problem Oriented System) に基づいた医療を説明する。	POS (Problem Oriented System) に基づいた医療を説明できるようにする。	5例	研修歯科医はPOSが十分説明できるように自ら学習するとともに、指導医の指導を受ける。	十分に説明できた症例を1症例とする。	5例以上を研修し、指導医が目標達成と認めていること。
(4) EBM (Evidence Based Medicine) に	EBM (Evidence Based Medicine) に基づいた医療を	5例	研修歯科医はEBMが十分説明できるように自ら学習	十分に説明できた症例を1症例とする。	5例以上を研修し、指導医が目標達成と認めていること。

基づいた医療を説明する。	説明できるようにする。		するとともに、指導医の指導を受ける。		
(5) 医療管理					
【一般目標】					
適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。					
【行動目標】					
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) 歯科医療機関の経営管理を説明する。	医科および歯科医療機関の経営管理を研修する。 外来合同カンファレンスに参加する。		研修歯科医は指導医、事務系職員とのカンファレンスを通し、医療機関の経営管理に理解を深める。		指導医が目標達成と認めていること。
(2) 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。	医療情報の収集を研修する。 外来合同カンファレンスに参加する。		研修歯科医は自ら新しい医療情報の取得に努めるとともに、指導医、事務系職員とのカンファレンスを通し、医療情報の収集を行う。		指導医が目標達成と認めていること。
(3) 適切な放射線管理を実践する。	放射線管理を研修する。		指導医は研修歯科医に放射線管理の重要性を指導し、必要なら、放射線部等の専門職から指導を受ける。		指導医が目標達成と認めていること。
(4) 医療廃棄物を適切に処理する。	医療廃棄物の処理法を学習するとともに、実践する。		指導医は、看護師とともに、医療廃棄物の分別、取り扱い等を指導する。		指導医が目標達成と認めていること。
(6) 地域医療					
【一般目標】					
歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。					
【行動目標】					
到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) 地域歯科保健活動を説明する。	地域歯科保健活動の意義を説明できるようにする。		指導医は地域歯科保健活動の意義を説明できるように		指導医が目標達成と認めていること。

			指導する。		
(2) 歯科訪問診療を説明する。	歯科訪問診療の意義を説明できるようにする。		指導医は歯科訪問診療の意義を説明できるように指導する。		指導医が目標達成と認めていること。
(3) 歯科訪問診療を体験する。	歯科訪問診療に参加し、研修する。	1例	指導医とともに訪問歯科診療チームに参加する。	訪問歯科診療に参加した症例を1症例とする。	指導医が目標達成と認めていること。
(4) 医療連携を説明する。	医療連携の意義を説明できるようにする。紹介状に適切に対応する。		指導医の指導のもと、医療連携の意義を学び、紹介状の取り扱いを理解する。		指導医が目標達成と認めていること。